

平成20年度新宿区外部評価委員会第3部会 第3回 会議要旨

<出席者>

外部評価委員（5名）

名和田部会長（副会長）、川俣委員、中原委員、鍋島委員、山下委員

事務局（3名）

木内行政管理課長、関原行政管理主査、担当1名

説明者（1名）

施策23「地域ぐるみの防災体制づくり」（1名）

危機管理課長

施策29「清潔で美しいまちづくり」（2名）

生活環境課長、景観と地区計画課長

施策32「商店街の活性化」、施策33「魅力ある買物空間づくり」、施策34「消費者の自立支援」（2名）

産業振興課長、消費者行政担当副参事

<場所>

区役所6階第3委員会室

<開会>

1 ヒアリングの実施

【部会長】

どうも皆さんおはようございます。今日はどうぞよろしく申し上げます。

第3部会のヒアリングで、もう既に最初の区長室危機管理課に、来ていただいております。大きく分けて3つ施策があるわけですが、大体45分ずつぐらいで進めていきたいと思っております。事前にヒアリング項目を取りまとめた表を含むいろいろな資料が送られてきています。もう既に回答が出されておりますので、これを踏まえて、まず補足説明があればしていただいて、その後、委員のほうからさらに質問等をしていくという進め方です。

区長室危機管理課の方、お忙しいところわざわざどうもありがとうございます。

こちらは外部評価委員会の第3部会というところでございまして、この5人がメンバーです。コミュニティ、商工、文化、観光をテーマにしています。抽出されました施策は、施策番号23「地域ぐるみの防災体制づくり」について、ヒアリングをお願いしたいと思います。

まず、改めて自己紹介をしていただきまして、その後、あらかじめ回答されています内容について補足があれば説明をしていただきたいと思います。

<説明者自己紹介>

【説明者】

危機管理課長です。

おはようございます。

防災区民組織の対応がわかりにくいということで、お手元に、新宿区の防災対策という形で取りまとめた「危機管理課の事業概要」をお配りいたしました。これは、まず危機管理課というところがどんな仕事をしているかということと、危機管理課は区の中でどんな役割かと、そういったところがまだ皆様方に見えていない部分がありましたので、こんなことをやっていますということでの資料です。それから防災区民組織の活動の仕方がもう一つわからない部分があるということですので、後半の資料になりますけれども「新宿区の地域における防災組織」、地域ではどういう形になっているのかということ。大きく分けると、この表で言いますと、右のほうに地域防災協議会がありまして、そして真ん中に避難所運営管理協議会があって、防災区民組織が左のほうにあるということ。それから、その裏側には、今度はより具体的に、避難所運営管理協議会、実際にこれはどういう組織なのかということで、もう一度その部分、大きな表の中の避難所運営管理協議会というのは、実はこういう形で地域の、防災区民組織というのは基本的には各町会、自治会の中の防災部の人たちということで、203組織、各自治会、それから町会にあるとご理解をいただいた上で、こういう円の中に入っていますよと、そして目的というのはこういう形で動いておりまして、年間ではこの一番下の丸い中になりますけれども、こんな活動をしていますよという形で概要を取りまとめさせていただきましたので、この辺を参考にさせていただきまして、ご質問いただけたらと思いますので、よろしく願います。

【部会長】

ありがとうございました。それでは、今の危機管理課の説明とそれから前もっていただいております回答とそれから補足資料、これらをもとにしばらく委員のほうから質疑をお願いしたいと思います。

【委員】

避難所運営管理協議会の運営ですけど、あれは非常にわかりやすいのですけれども、ただ、人間というのは学校単位でやるとローテーションを組むでしょう。それでローテーションを組むと、3年に1度ぐらいになってしまいます。区が主催しないとなかなかできないので、もう少し小さいやり方でいいから、危機管理課のほうで、毎年各学校でやるというふうな企画というのは考えていないですか。3年後になるとまただれが来るかわからない。それがやっていてちょっとどうかと思いました。

それと、どちらかというと避難所訓練ではなくて、結果的には防災訓練みたいに消防が来て、避難所の運営じゃない一般防災訓練みたいでどうも現実的になっていない。あれは本当に避難所訓練なら避難所訓練で入ってきた同士が組織づくりをして、それから行政と連絡しながら、そこで運営していくというのが本来の目的だけでも、消火訓練をやったり、炊き出しをやったり、あまりにバラエティが多くて、結局は行政が手伝わないとできないような運営ではないでしょうか。あれは本旨と違いますね。本来的には、そこに来た人がそこにある書類で組織をつくって、避難所という場所を運営していくという目的が、何となく感じとして防災訓練とな

っていると思いますが、それはどうですか。

【説明者】

そうです。訓練のための訓練という形になっている部分というのがまだあります。それで、昨年からはじめたのは、災害は面で起きるというとらえ方をして、若松地区で4カ所一次避難所というのがあるのですけれども、同日に一斉にやります。「それはもう絶対そうですね、災害のときはここだけが避難所立ち上がるのではなくて」ということで、去年からはじめました。

【委員】

テストケースなのですか。

【説明者】

ええ。それでも大変です。私どもでも全部一斉にというのはできない。だれかが、評価者がいないと、それから事前の準備の中でいろんなことをまず慣れるまでの間やらなければいけないということで、工学院大学と連携をとりましてやっております。それからどうしても人が必要な場合、例えば災害時要援護者というのがありますが、要援護者に声をかけるというシステムとして「ガイドライン」というのが国からきて、「ここまでやりなさい」ときています。

災害時要援護者の方は、いざというときに自分でなかなか身を守れません。「大きな地震が起きたら地域の防災区民組織の方に声をかけてください」ということでやっていますが、具体的に言いますと、1人の要援護者に多分2人か3人つくことになります。その要援護者にだれがつくかという、例えば学生がその部分を代わってやることにより、また本当にどう大変なのかというのを皆さんにお示しをすることにより、それが地域で動ける形なのかどうかというのを試みましょうというので全部一斉にやります。

実際に、同じ日に全部一斉にやる。そうすると、今まで行政側がお手伝いしている部分、訓練でこういうことをやるというのは、全部はできない。「地域の人たちや集まってきた人たちでできることから始めましょう。やることは、マニュアルがありますので、マニュアルを見てやりましょう。マニュアルが使いづらかったら直しましょう。」そういう形でやり始めているのが現実です。

「何だ、役所の人いないじゃない。消防署の人いないじゃない。」でも、ここからがスタートです、というので始めまして、大学の力を借りて非常によくできるようになってきました。今年が2年目の本番になります。その結果を各地域の皆さんにお示しをして、そういう形でやっていただきたいということで試行的に始めてきましたので、全体的に発災型の訓練、発災型に実際に近づけた形に切り替えていきたいというところです。それが一番いいと思っています。

【委員】

方向としてはそういうものを求めているし、発展的にそこまでやってきたということですか。

【説明者】

はい。

【委員】

今までで、もう7年ぐらいになりますよね。

【説明者】

そうです。

皆さんにやっていただき、私たちが観察者になり、結果的にはマニュアルに書いてある半分ぐらいしかできなかった。でも、それが現実です。そんなイメージがありましたので、若松地区で実際にやってみたということです。

しかも、これは毎年やりましょう、ということです。実は、これは平成17年に監査委員がこの防災計画全体の監査をしました。その中で、「せっかく防災区民組織があるのに、毎年やらなかったら忘れてしまう」という意見がありましたので、呼びかけをさせていただいたのです。

【委員】

監査委員だけではなくて、住民も感じていますから。

【説明者】

そうですか。いろんな声が上がりましたので、方向性は委員の言われるとおり毎年忘れないでやっていく方向性で持っていきたいと思います。

【部会長】

「地域ぐるみの防災体制づくり」という施策について、どうしてこういう評価をされるのかわからないというのが我々の問題意識であったわけです。今の委員の問題提起は、一つは3年に1回では役に立たないのに何でこういう評価になるのかなという点です。もう一つは、行政がいろいろ手をかけてやっているようだけでも、行政抜きでできるようにならないとおかしいはずなのに、どうしてこういう評価になるのかということです。

それに対するお答えは、いやいや、それは行政抜きでもやっていける方向で今進めていると、それから毎年やるように地域に呼びかけていて、着々と進んでいるから、だから「B」という評価だという答えだったと思います。

ちょっと1点私から今の補足的に伺います。工学院大学の力を借りてと言われましたが、別に訓練で手を借りるのはいいのですけれども、発災したときに本当に住民だけで3日間なら3日間支えられるような体制づくりというところを考えた場合に、大学側が本質的なところに絡むというのはあまり好ましくないところですが、どういう形で力を借りているのでしょうか。

【説明者】

工学院大学はどちらかというと理工系の大学です。けれども、大学の中で建物をつくる、耐震化をしようとずっと考えていくと、実は簡単に耐震化といっているけれども、住民にはもっと違う部分があります。ただ単純に耐震化をしなさいではなくて、そこにハード面のほかにソフト面があり、ソフト面と言えば例えば地域には若い人たちもいれば高齢者もいます。本当にその人たちが使えるハードにしていくためには、その人たちが地震に対してどう物事を考えているから、もっと住民とソフト面のところをわかっていかないと、そんな簡単にできないのではないのかという発想が工学院大学にありました。そこで地域の人に対して、自分たちの仕事を進めるためにも、ソフト面のところで一緒に研究を重ねることにより、ハード面に生かしていきたいという提案があって始めている部分があります。実は名古屋市で、国の施策を受けて補助金を受けてやってみて非常に良かったということでしたので、新宿区にある大学です

から、新宿区にも還元したいのということで昨年から入ってきてもらいました。

基本は、よりよいハード面にするためには、ソフト面のところをきっちりわかっていないとできない。それは住民の実態を把握していない限りできないというところに入っているということで、昨年はほとんど大学の持ち出しでやっていただきました。

それからもう一つは、ご存じのとおり、電車やすべてが止まったときに学生が家に帰れない。学生が2,000人も3,000人もいる。それは逆にその学生がボランティアとして活躍できる場が必要だというのが言われています。その人たちが、その場所のボランティアとして入るためにも、ソフト面というのを十分理解していないといけない。それらの2つの課題として入る余地があるのではないかとということで始まりました。

行政側からすると、まさしく高齢化している新宿区の地域の中で、若い人たちの力というのは、地震が発生してから2日、3日、4日以降のところでは、相当役に立ちます。したがって、うまくそれをコーディネートできるのであれば有効に作用するだろうということで、ちょうど両者の考え方も合ったところで工学院大学に入っていたいただいたという事例です。私どものほうからすると、トータル的には評価が出てきています。そういう意味で、この危機管理課の事業概要というのをお示しさせていただいたというところです。

【部会長】

ありがとうございます。今の一連の件、つまりこの表でいきますとヒアリング項目1のほうですね。後で2のほうも必要があればやらねばなりませんけど、1のほうでさらに質疑がございましたら、どうぞお願いします。

【委員】

この項目には上がっていないのですけれども、「新宿区の防災対策」というのをいただいたので伺います。この冒頭のところに災害対策本部の設置というのがあって「こういう場合に設置をします、それから適宜配備態勢をとります」と、こういう表現になっています。いざというときにどういう指揮系統でこれに臨むのかと、あるいはその根本のところはだれが判断するのかというのが非常に大事になりますが、そういった点では、危機管理課がどういう役割を果たしているかということも含めて、いざというときの体制というのはどういうふうに行けるのかというのを説明してください。また、例えば都との連携とか特別区相互間との協定連携と、そういうものができ上がっているのかどうかも含めてお願いします。

【説明者】

災害対策本部は、区長を筆頭本部長としまして組織が立ち上がります。これでいくと、その組織を立ち上げるための事務局が危機管理課になります。

全体の組織が動くということでは、区には特別出張所を含めいろいろな組織がありますけれども、それが、災害対策本部ができると、こういう形に組織が変わりますというものがあります。それが全部立ち上がっているかどうか、人数が1割しか集まらないのか、5割集まっているのかというのも危機管理課が取りまとめをして、区長に報告をする形になっています。

全体的にいきますと、本部が立ち上がります。それから、新宿区の特徴として、特別出張所長が管理職になっていますので、地域本部というのは管理職である形になっていますから、10

カ所の特別出張所が地域の情報をまとめて区の本部に上げます。この10カ所の部分がきちり立ち上がらないと情報が集まらないということになります。

1時間ぐらいでは、立ち上がるだけです。まず、職員で、区内に住む人、住居がある人というのは13%ぐらいですが、これは事務職だけではなくて、現業職も含めてです。ですから、多くの職員が区内にいない。情報を集める特別出張所の本部と区役所の本部は、これはもう1時間以内に立ち上がります。ですが、それを運営していき、周辺地域の職員が庁舎に入っていて、何の支援が必要かというところへいくまでは1時間ではとてもできません。

【委員】

1時間でなければいけないというふうに決めつけなくてもいいのですが、いずれにしても地域ごとのまだら模様についてチェックをして、それから全体としてのラインを立ち上げるということについては、絵にかいた餅ではなくて、きちんとやると、あるいはそういうことについての訓練はされているんですか。

【説明者】

はい。

【委員】

それから、他区との連携の協定書は既にあるのですか、都との間のマニュアルとか手続も決まっていますか。ここに書いてあるとおりですね。

【説明者】

はい、それはこういった防災計画の中でも示されているとおりです。

【委員】

新宿区は他区に遅れをとっているということはないですか。

【説明者】

ただ、この問題は、具体的にやっているのかということです。例えば、9月1日防災の日で総理大臣が指揮をとってやっていますが、それを東京都から区レベルまで一緒に訓練しているかといったらそうではないのです。

ただし、東京都との連絡については、毎月必ず無線の連絡訓練を、機械を立ち上げてやっています。それから、特別出張所と区の本部についても毎月連絡をとっています。それに、警察、消防とか協力してもらうところにも、区が配備している無線で必ず訓練をしています。

【委員】

そういうことは経常事業なんですね。

【説明者】

経常事業です。

【委員】

経常事業ですから、別に特にこの評価には上がっていないけれども、それはきちっと経常事業で行われていて予算もついているから大丈夫だと、そういうことですね。

【説明者】

はい。

【委員】

わかりました。

【委員】

今、学校の話も出ましたけれど、住民より利用者が多い地区では、そういう人たちも若い人たちが多いのですが、在勤、在住ではないので、そういう人たちの組織化はどうなっているのですか。コミュニティが形成されていないところで災害が起こったら、一体どうなるかと思っています。

今、昼休みとか朝に、住民を押しつけて道を占領して歩いている状況が見られますが、こういうときに災害が発生し我先に帰宅しようとする、事故になってしまうのではないかと思います。新宿区というところは、そういう人たちを含めているんなことをやらないと、もうだめな地域があるわけです。そこで、周りの人の現状を見たときに、在住以外の人たちの組織化をされているのかどうか、ということ伺います。

【説明者】

「新宿区の防災対策概要」の中の9番、一番下の枠のところで、「昼間区民対策」という形の(1)の「区内事業所対策」です。

委員の言うとおりの「やっください」だけでは動きません。それで、これは区長と商工会議所等のより具体的な事業の進め方ということやりましたが、去年の対話集会の中でのやりとりで「協力してください、実態がどうなっているか区のほうの部門で調べますから、その結果を受けたらまた商工会議所としても動いてください」という形で調査をしました。実際には、区内の事業所というのは大手もあるのですが、10人以下が40何%、しかも大きく言うと、60%以上がテナントで入っていて、大変中小企業が多いということがわかってきております。その人たちがどう考えているのかということについては、「やりたいと思ってもやり方がわからない」「地域と何か連絡をとっていますかと言えば、とっていない」というのがほとんどの回答でした。それでも、「やり方を教えてもらえて、間に入ってくればできることはやります」、何ができそうですかと聞いたら、「例えば自分のところにあるものを配る」とか、「人数が少ないので、声をかけられて、人を1人2人出すとかいう程度しかできません」という回答でした。「それでもやはり協力はしたいと思っています」というので、これをもとに、約1,100件回答があったうちの800事業所については、「今後、このアンケートでやらなければいけないということは具体的に分かってきたので、どんどん教えてください」というので、800事業所にこの回答を配りました。配っただけでなく動いていただかなくてはなりません。それは今、商工会議所と打ち合わせをしていて、なるべく早く、今度はこれをもとに皆さんがやるべきことの、そういう啓発の冊子がないとなかなか動いてくれないので、それを12月ぐらいまでに作ります。それで今度は、勉強会をやってそれをもち帰っていただいて、今自分たちができること、町の人と一緒にやることというをつなげていきたいということがこの9の(2)番です。

それから、(2)番のところにつきましては、一つの駅前ですけれども、大きなビルには、いろいろな人材がいますので、その人たちを有効に活用するために訓練に参加してもらいました。それで、気づいていただいた。気づいたのは何かというと、「駅が人であふれてきたら人々はど

うしますか」ということです。駅で人があふれてきて危ないわけですから、まずそのビルへ入ります、会社に入ります、都庁にも入ります、そういうときに、そういう人たちを「あなた方は入っちゃいけません」とやれますか。やれないでしょう。「人道的には当然引き受けるはずですよ」、「どうやって引き受けようとしているのですか」ということ気づいていただいた。

そこでわかってきたのは、「災害時に妊婦の方やお年寄りの方を助けてください、少しここにいさせてください」となったら、それを受けとめるビルでなくてはいけないということに、気づいてくださいということまでいくようになりました。

【委員】

それがボランティアの意味ですよ。やはり企業は、防災関係の組織の中に何か位置づけがないと動けないと言われました。だから啓発だけでなく、やはり在住区民の組織だけではなく、どこかに企業の位置づけみたいなのを入れていかないといけないですね。

毎日の生活を見ていますと、災害になって、避難するときに、高齢者などははねのけられてしまうのではないかと思います。だから、住民にとってはそういうことが心配なわけです。我先に行ったら、避難する道もなくなってしまいます。それを住民はすごく心配しています。だから、組織の中の単位に入れて話をしないと、特別な地域は守れないと思います。

【委員】

文章を読んでいると、目標の達成率が非常に高いではないですか。なぜこういうときに役所というのは「B」を入れるんですか、なぜ堂々と「A」というのを入れないのかなと思います。何かみんな役所は「B」が多いのだけれども、例えば、事業に関しても「防災ボランティアの育成」が、総合評価「B」になっていますが、60名のところ56名あったらそれはもう「A」でいいじゃないかという感覚が我々にはあるわけです。これは、謙虚なのか行政の悪さなのか。もっと自信を持って自分の評価を「A」とつければ、我々も「そんなのAではないじゃないか、Bじゃないか」と言えるのだけれど、「B」とつけられてしまうと、「ああ、そうかな、控え目だな」となってしまふ。何かもっと自信を持って自分たちのやっていることを達成したら達成したで「A」にしてもらいたいです。

例えば評価の達成度では、60名のところを56名になったのに「2」をつけている。だから、これから、本当にはたから見ても自信を持てるときは3をつけてもらいたいし、やったと思ったら「A」をつけるという評価をしていかないと、本物の評価につながっていかないのではないかと思います。

【部会長】

数字が目標に達していないのに「A」はつけられないというのが行政の発想なのではないでしょうか。

【委員】

60のうちの56であれば大体「A」ですよ。60名ボランティアを使うとしたら、56名いたらもうそれはAランクですよ。何か遠慮して評価しないで、自信を持っていかないといけないのではないかと思います。

【説明者】

これは、回答用紙の中にお示しさせていただいている自助、共助、公助とある、公助の部分というのが、今できること、予算と人の問題で、こういうことはやるべきだし、できるのだからといってやります。でも、必要なのは私たちの評価の中で、でもやった結果、町の人たちが動いてくれる、町の人たちが逃げないで済む形になるようにすることで、先ほど委員が言うように、もう自主的に、訓練もしていて、毎年やるとかということではだめで、この事業の達成はそういうことだという思いがあるから「B」です。

自分たちのできること、予算と人でやっているつもりでいるけれども、効果としても見えていないのではないかと、あちこちから「どうなっているんだ」と言われているときに、「A」なんて言えないというのが我々の視点です。

【委員】

そうすると、逆に我々外部から見たときに、目的に足りない部分がどこかにあると、このところでこういうところが足りなかった、ああそうかとわかりますが、何だ、これ、危機管理課がつくった目標をこんなに達成しているのに何でこのランクなのか、全部3をつけたっていいじゃないか、「A」をつけたっていいじゃないかと思うわけです。

【説明者】

でも、今までの行政に対する一般的な評価というのは、「自己満足しているだけじゃないか」という評価というのが厳しくありますね。その中で我々は「A」とはつけられないということです。

【部会長】

この評価では、経常事業も含めて全体像がつかめないと評価しづらいというのが、我々の全体としての印象だったので、かなり今の質疑で明らかになったかと思います。それで、そのことも含めて、今の昼間区民対策、協議会に在勤在学も入っていないとだめなのではないかという点についてお答えがありましたら言ってください。

あと、防災サポーターについて、この部会では、そんな人数で何か役に立つのかという話がありました、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

【委員】

答えの中にあっただのは、消防とすみ分けしているから、連携は要らないじゃないかというようなニュアンスが出てきていますが、果たしてそうだろうかと思えます。地域防災協議会では、災害に対して実際に消火活動をする方と、それからいろんな防災の活動とか経常事業をやっている方と、春と秋の2回だけの顔合わせでお互いに自己紹介して終わってますが、もっとテーマがあってそれに対して議論するような会にしていけないと、本当に無意味だなと思えます。みんなが来て、自己紹介して、もう終わってしまい、一つのテーマに対しての議論がないので、そこを今後、お考えいただければと思います。

最後に、要援護者というのがありますが、今、自己申告でしょう。でも、これからの時代を考えたら、例えばご近所の方の提案で、連名で3名以上の方が、本人が申告しなくてもそれを認めるといふのをやっていけると、自分から申告した人だけ助ければいいのかというのは待ちだと思えますが、人権の問題もあるでしょうがどうでしょうか。

【部会長】

今、2つ言われたのですけれども、防災サポーターの件は、評価で言うところに出ていましたか。

【委員】

防災ボランティアというところですか。

【説明者】

「B」という評価をしています。

【部会長】

そもそもその仕組み自体の意味が、やや疑問があるというお話ですけど、それについてどうですか。

【説明者】

これは、施策23番、「地域ぐるみの防災体制づくり」で、実はさまざまな形で地域を組み立てています。さまざまな認識の中で地域を守ろうとしているのが、これはまちですね。その中で、防災サポーターというのを新しく取り入れてきたところですが、なかなかなじめない。私たちのPRの中でも、まちをつくってまちを考えようとしている人たちが、さまざまな形の人がいるんですよと言っています。でも、それが横につながっていかない。これはもう地域がつながるしかないと思います。そこまでは行政側が引っ張っていけない。ということは、地域の中で危機意識を持って「何を言っているんだ、この人だってあの人だって地域のことを考えているじゃないか。これが一体にならなかつたらどうするんだ」という声がない限り、この災害のときの一体とした体制はできません。それで、大きな目標は間違いなく「地域ぐるみの防災体制づくり」でありまして、地域の防災力を高めるといのは国でも認識していることで、統一になっているんです。いざというときは行政側が入るといのは本当に少ない、もっと危機意識を持って、もっと自分たちでやろうとすることをやっておかないと、いざというとき大混乱になってしまうというので、大きなところからこういうふうに細かく書いています。

細かく書いていく中でいくと、その防災サポーターというのは、地域の人たちに、どうやって防災意識を認識しなくてはいけないのですか、というときに、「最初はボランティアとしてちょっと訓練に出て、お手伝いをすればいいんですよ」ということでやっていたら、とてもじゃないけど、自分たちのことを認めてくれません。

実は防災というところでは、国がこう動こうとしている、それで地域の中で自分たちはどう活躍すればいい、というのがまだわかりませんでした。そういう意味においては、ある一定の形で、防災士という資格までとることによって、トータル的に物事を見ながら、自分の役割が説明できるところまで、やっとなってきた。やっとな資格まで取れるようになってきて、防災サポーターが自信を持てるようになってきたところですか。そこで、「今度は私たちがお手伝いします」という、防災サポーターが地域の人に声をかけられるところまでなってきました。ですから、今度は地域の人たちに、一緒にやりましょうという場づくりを私たちがすることによって、非常に認識の高い人たちと一緒に組み込めるようになり、地域活動のところに入れるようになってきたのかなと思っています。

でも、評価はなぜ「B」なのかというと、防災サポーターの人たちが地域の人を取り組んでくれて、防災サポーターたちが地域の人と一緒にできるようになってきたかといったら、委員が言っているように、「年に2回しか顔を合わせないではないか」という声というのが上がってきているので、私たちは一生懸命やっていますが、考え方がやはり「B」とせざるを得ないというところですよ。

それから、もう一つ、災害時要援護者については、地域で介助を2人つけるとはならないんです。例えば、西新宿地域なんかですとなかなか難しく、支援する人たちが、私たちが支援してほしいぐらいで難しいですよ、というのもわかってきました。

【委員】

支援ができなくても、それはいいですよ。登録したときに、申告以外の、2人か3人の人が認定とか同意したら申告がなくても要援護者になるように、名簿の中に入れられるようにできるのでしょか。

【説明者】

それはそういうシステムになっています。

【委員】

本人の申告によると書いてありますが。

【説明者】

手挙げ方式と、同意方式があります。

もう一つ進んでいるのは、こういう人たちは声をかけないと安否確認ができないというので、個人情報保護審議会に了解をいただきまして、約9,000人ぐらいですが、必要な人は、災害が起きたらそれを配って、こういう人がちょっと危ないので確認に行ってくださいという体制づくりまではできています。

勸奨と言うのですが、「絶対登録しておいたほうがいいよ、書いてあげるから」これはまさしく勸奨をして同意をしてもらって、名簿に登録してもらうやり方も、ちょっとPRが遅れていますけれど、制度としてあります。

【委員】

防災区民組織という書き方になっていますね。この中に商店会は入っているのですか。

【説明者】

地域によって入っていたり入っていません。

【委員】

常に組織的に動いていて、昼間もいる、夜もいるというのは商店街ですよ。商店会というものをこういうところに組み込むということが本当は一番効果的なわけですよ。そういったところは、例えばこの回答の中でも、各団体や商店街等との連携、共助の部分が少なくなっていると書いてありますが、このまま、ますます増やしていく必要がある。それによってまた商店街の活性化というものにもまたつながっていくわけですから、商店街というのをもうちょっとこういうものに対しても見直す必要があるのではないかと思います。

【説明者】

商店街については、本当におっしゃるとおりで、今、早稲田地区におきまして、商店街が一緒に防災に取り組むという形が出てきています。

それから防災区民組織の中に支援をするというのは、今までは、町会、自治会でしたけれども、昨年から要綱を切り替えて、商店街も防災区民組織をつくるのであれば、同じように支援をしますからやっていきたいと思いますという形にきています。けれどもなかなか広がらない。PRの不足もありますが、そんなにやってられないという、結構商店街の皆さん厳しいみたいですので、早稲田地区の事例を広げていきたいと思っています。

【委員】

連絡会とか、そういうところでいろいろ働きかける必要があると思いますね。

【説明者】

そうですね。新宿駅の周辺ですと、振興組合がありまして、その部分は防災組織をもう作っていますから、そういうのをまた事例として、こういうことができる、ああいうことができるというのを広めなくてははいけませんね。

【部会長】

そろそろ時間ですけれども、一応今までの部分で、経常事業も含めて全体像の説明をというふうに申し上げた我々の意図は大体達成されたのかなということと、それから防災サポーターにつきましては詳しい事情を聞けたと思いますので、この部会として委員会に上げる報告書をつくっていただけるだけの情報が得られたと思います。時間ですけれど、もしこの点は絶対ということがありましたらどうぞ。

【委員】

今日お話を伺ってよくわかったことは、要は公の部分としてはやっている。だけど、それが地域と一緒にやらなければいけないから、地域にはまだまだら模様で十分できていないところもある。したがって、人数もある程度達したし、それから対策もとられているけれども、穴があってははいけませんから、さらにどこの地域でも行われるようにしよう、ということで「B」だということですね。

【説明者】

はい。

【委員】

だから、やっぱりもう一言そのところまで書いていただくと、区民にも「ああ、自分のところが遅れているといけないな」というような意味でわかるというような気がしました。

【委員】

ただ、報告の中に、まだら模様があっては防災対策ではだめだよというニュアンスがもう少しいろいろなところに出てくるといいのではないかと思います。

【説明者】

はい、わかりました。

【委員】

それを、目的意識を持ってやりましょうというのも、地域ごとに目的意識が違ってもいいの

ではないかと思えます。そういうことにもつながるし、非常にポイントのところは今日明らかになりました。

【委員】

一つだけ伺いたいのですけれども、防災サポーターというのは、資料では年2回地域防災協議会に出ると、避難所運営管理協議会のところにも出てくるのですけれども、こういう防災組織の中に56人いるんですか。それで、その人が住んでいる地域の中の防災組織に入らなければいけないということはないのですか。

【説明者】

人数がこの人数ですので、実際には入らなければいけないというのはありません。

【委員】

実際ではなくて、何かそういう条例、規則とか、防災組織をつくられたときに規則や、要綱があると思うのですけれども。

【説明者】

要綱の中で担当制をしいています。

【委員】

この中に、こういう防災区民組織の中に必ず入らなければならないというようなことはないのですか。

【説明者】

なっていません。

【委員】

この防災士になるのには、そういう組織の中に入って活動したという履歴が防災士の資格みたいなことになることはないのですか。

【説明者】

ありません。防災士は防災士の3日間の勉強会に出て、最後の試験を受けないとだめです。

【委員】

そうすると、委員が言ったように、地域から離れてしまうのですね。昔からやっている消防団がありますが、そこで防災サポーターは何をやっているのだろうという話も聞きます。そうしたら、そういうことになっているのですね。

【部会長】

時間ですので、この辺で終了します。

ご説明いただきましてありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

(説明者入れ替え)

【部会長】

次は、2つの課からおいでいただいているので、順次ヒアリングを行います。

どうもご苦労さまです。この外部評価の部会は、コミュニティ、商工、文化、観光の部会で

ありまして、あらかじめお伝えしてあるかと思えますけれども、施策番号の29の「清潔で美しいまちづくり」という項目についてのヒアリングで、来ていただいています。

最初に簡単に自己紹介をしていただいているから、一応回答いただいたものは事前に拝見していますので、これについての補足説明がありましたらお願いします。

<説明者自己紹介>

【部会長】

既にご回答いただいている中で、何か補足説明がございましたら。

【説明者】

生活環境課長です。

それでは、ヒアリング項目3、施策29の「清潔で美しいまちづくり」で、回答は区の役割、区民の役割、事業者の役割という3つのそれぞれの役割を列記しております。これは、根拠としては、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」の第3条、4条、5条の中で、第3条は、区の責務という言い方をして、区の役割、それから第4条は区民の責務、第5条は事業者の責務ということで、条例の中で定めています。さらに、環境基本計画というのを今年度の目標にいたしまして、この基本計画の中でも、さらに条例の中で定めている中身を、より具体的に記しております。その記したものが、例えば区の役割の中でとありますが、につきましては条例、以降が具体的な施策という中で今回、回答させていただいております。以下、区民の役割、事業者の役割、これにつきましても環境基本計画の中で述べております。

【説明者】

景観と地区計画課長です。

質問が、景観行政団体と地区協議会との関係はどうか、どうあるべきかというようなお話だったと思います。回答は提出していますが、景観行政団体としての活動はこれからですので、新宿区は、都市マスタープランや総合計画をつくってききましたけれども、その中で区民参加をしていただきました。その中で地区協議会の方々から意見もいただいておりますが、そういう意見に基づいて、景観行政団体の協議に使った景観の素案というものを作ったということです。これから景観行政団体としての景観計画というのをパブリック・コメントですとか、そういう形で地元にお知らせしていきます。そういう中では、また地区協議会との関係も出てくるのかなと思いますが、地区協議会ごとに対応をしていきたいと考えているところです。

【部会長】

ありがとうございます。2つの課はやや違うところからお見えいただいているので、少し区切ったほうがいいでしょうか。特に景観法はまだできたばかりの仕組みで、区民の間にもどんな仕組みなのかよくわからないということがあります。景観行政団体という言葉からして非常に取っつきが悪いということもあって、やや初歩的なことを聞かせていただくかもわかりませんが、そこも時間の許す限りお願いしたいと思います。

【説明者】

生活環境課長です。

ヒアリング項目4の「美化キャンペーンなどの啓発活動の結果をどのようにフォローしているか」ということですが、これはちょっと次の5番の事業者の方々へのあわせてのご質問という理解をしました。回答では、いろんなイベント等を開催し、その結果、各事業者の方々に対して、私どものほうの対応がどういった考え方、あるいはどういった具体的な策を講じているかという理解をしまして。1点目のほうにつきましては、各団体に参加いただいた、そういった活動を周知し、参加をされて清掃活動の推進に寄与されていますということを述べ。次に、表彰制度を活用して、事業者のPRやイメージ、そういったプラスなどの仕組みをどう考えるかということにつきまして、述べさせていただいたとおりです。現在、表彰という制度は、独自には持っていません。区としては、徳行者等の制度があります。

ここにありますごみゼロデーや全国的に取り組んでいる美化活動は、平成13年から始めた事業で、事業者の方から長期的に参加をいただいています。まだ時間的にも6年目、7年目という時期ですので、今後全くそういったことがないのかということではなく、現在はホームページ等で企業の、あるいは事業所の名前を紹介して、こういった形で地域の美化活動に参加をいただいています、ということホームページの中で参加の状況を明らかにするというところでやっています。

最後になりますが、「路上喫煙対策の推進」という部分で「路上喫煙のパトロールとその喫煙者に対する声かけを一緒にしたほうが効率的ではないか」というお尋ねについてですが、確かに町なかで見ますと、路上喫煙のパトロールと放置自転車等の防止あるいは駐輪場の整理ということで目にするのが多々あるかと思えます。これも、次に述べておりますように、路上喫煙のパトロールにつきましては、かなり路上喫煙をされる方々が減って、路上喫煙率が0.89%という数値に落ちてきました。しかし、今、実際に路上喫煙をされている方々につきましては、知っていてやっているのですね。逆に言うと注意されるのを待っているということです。ですからパトロール員が注意をしますと、かなり強硬に罵声を浴びせる、場合によっては暴力沙汰になりそうな緊迫感、そういった危険をはらんだような場面というのが多々出てきております。そのため、「何で自分には注意をしてあちらには注意をしないんだ」という形で、パトロール員に対して公平にというか均等に全部すべて注意するように要求されます。そういったことには十分取り組んでいますけれども、たまに漏らしてしまったときに、クレームをつけられる。そこで説明に入りますと、30分とか1時間立ったままで、いろいろおしかりなり苦情なり、あるいは罵声を浴びせられます。そういった中で今度自転車のほうも一緒にやろうというと、駐輪場への誘導あるいは放置自転車では、置いたままどこか行かれてしまう前に止めなくてはいけないというようなこともありますので、これはちょっと両方一緒にやろうかということ、かなり難しいと考えています。

あと、自転車につきましては、委託をしている先が、シルバー人材センターです。高齢者の方々が自転車の整理をしている中で、その方々に、では路上喫煙のパトロールまでできるかということ、ちょっと今の状況では難しいという見解も聞いています。

【部会長】

ありがとうございます。今、補足説明をいただいたので、主として生活環境課のほうに対す

る質疑からまずいきたいと思います。

【委員】

通常、ホームページで公表しているからという説明が区役所のどこでもありますが、しかしホームページというのは30万人いる区民でどのぐらい見ているんだろうかと考えます。新宿区の広報は月に3回出ますよね。

【説明者】

はい、5のつく日に出ます。

【委員】

例えば表彰までしないけれど、美化キャンペーンに参加していただいた事業者各社などの一覧表を作るということはやっていますか。

【説明者】

区の広報では、各事業者、あるいは参加団体をすべて記載してお知らせするという事はやっておられません。と申しますのは、例えば今年の5月30日を中心とした春のごみゼロデーには、これは企業だけではないのですが、町会、あるいは小学校ですとか社会福祉協議会等々の区民の方々の団体を含めましてですけれども、248団体、6,247人の参加をいただきました。これは近年大体その数値で推移をしておりますけれど、ちょっとこの数を、広報の紙面という関係もあって、すべてを漏れなくお知らせするというのは無理ということです。確かにホームページだけでは、完璧だとは思っていませんが。

【委員】

違うんです。例えば消費者の団体とか町会とか、これはもういいんです。高田馬場と新宿駅、歌舞伎町周辺が特にキャンペーンをやっているでしょう。そこで事業展開している事業者の名前だけでも出してもらおうと、事業者間の競争になっていくだろうと思います。全部出すと200何十団体、6000何名で終わってしまうけれども、この歌舞伎町キャンペーンにおいては歌舞伎町の事業者でこれだけの人がやってくれましたと区報に入れてくれると、助かるのではないかとということです。ホームページで発表しているといくら言っても、発表していないのと同じではないですか。何名が歌舞伎町のキャンペーンに参加したということでは見ない。だれでもわかりやすいのは、区報というものを使って、特に歌舞伎町と高田馬場をやっているのなら、その管内の事業者の参加した名前ぐらいは書いてもらったほうが、より効果が出ると思います。感覚としてはそういう感じがします。

【説明者】

美化活動で、先ほど、ごみゼロデーという一つの例を申し上げました。今、委員から話がありましたように、歌舞伎町の清掃活動ですが、これにつきましては、毎週水曜日、地元のこの歌舞伎町商店街振興組合、あるいは企業、企業の中にはこの歌舞伎町の中に、支社あるいは支店があるところと、ないところがあります。他区からも参加をいただいているという経緯がありまして、非常に遠くから来ていただいてうれしいと思っています。そのほかに、歌舞伎町のクリーン作戦だけではなく、新宿駅東口あるいは西口といったところも展開をしておりますので、ごみゼロデーだけを取り上げて公表する、あるいは地域ごとにやっているものもすべてを

お知らせするとなると、こういうことができれば一番いいのかなとは思いますが、少なくとも大きなイベントにつきまして、ごみゼロデーの関係につきましては春と秋にやっていますので、広報は無理にしても、ホームページのみならず、何らかの形での還元を検討させていただきます。

【委員】

放置自転車対策は生活環境課ではないのですね。

【説明者】

交通対策課というところが担当しています。

【委員】

そうすると、路上喫煙パトロールでは今そこまでは手が回らない。それはシルバー人材センターと一緒にできないと言ったのは、ちょっとその意味がわからなかったのですけれども。

【部会長】

それぞれが、それに専念する必要があるという趣旨ですね。

【委員】

そういう趣旨なのですけれども、私たちは現場をよく見て調べているのですが、割とゆったりとしているものですから、そばで吸っていても何もしないので、あれはやっぱり危険だからなのかなと、保険か何かは掛かっていないからなのかなと話をしていたのです。

【説明者】

そういった対応の中ですべてがということではないのですが、もちろん私も職員がやっている部分については、ならば根拠は何ですよとか、なぜこうだとかその理由を全部当然職員として話をする責任がありますし、またそういったことも訓練されております。ただし、放置自転車は放置自転車でもた根拠の条例ですとか制度の仕組み、また規制に関しまして根拠は何かというような場面が、先ほどご説明申し上げたようにあります。そこをシルバー人材センターあるいは路上喫煙のパトロールの事業者にも、すべてそこまで訓練をして責任を持った回答をさせられることができるかというのがあり、やはり一つに専念したほうが有効であろうと、2つを一緒にやるということについてはやや無理というか困難だという判断に至ったわけです。また、事業者というのは入札でやりますので、毎年変わる可能性もあります。

【委員】

表彰制度ですけど、いろんな節目のときに、いろいろ清掃をしている区民の方が表彰されているのですね。それなのに、今表彰制度がないといわれましたけれど、そういう企業は外されているのかと不思議に思ったものですからお伺いしたいのですが。

【説明者】

先ほど、表彰制度がないと申し上げたのは、この清掃活動あるいは美化活動というその分野で限定したものについて、今現在表彰制度を持っていませんということです。区政にご尽力をいただいた、あるいはいろいろご協力をいただいた方々には、先ほど申し上げた徳行者表彰があります。

【委員】

それはあるということですか。企業にはないということですか。

【説明者】

その中に企業は、私どもの清掃活動については少なくともありません。

【委員】

はい、わかりました。

【部会長】

指標の中にそういったことを、例えばそういう普段の清掃に活動したということを入れていることはできないですか。

例えば、事業成果指標の中に、今はごみゼロデーの参加団体数ですね、普段の何かそういう清掃などに携わっているとか、自主的にやっている企業とかいう、何かそういった指標というのはできてこないですか。

【説明者】

評価の指標としてですね。

【部会長】

参加団体数というのが上がっているのだけでも、もうちょっと普段の取り組みを指標にできないでしょうか。それはデータをとるのは難しいとかいろいろあると思いますけれど、そういうことについてはどうですか。

【説明者】

私どもの美化活動等につきましては、当初、行政と区にお住まいの方々という構図から、そこに今度、まちを挙げてという中で、事業者、企業というところに、声かけをしながら、ごみゼロデーに関しては年2回のものがあります。今後拡大していく中で、参加状況等の推移を見ているという状況の中で、具体的な数値については、何社、何事業所とかいう指標を立てて、そこに向かっていけるかなということですよ。

【委員】

この施策29についてお尋ねをした基本的な視点は、例えばヒアリング項目の最初の2ページのところに書いていただいたような、この区民、事業者ごとに役割を条例から書き抜いていただくということを求めたのではなかったんです。先ほど各委員が言われていることの背景にあることですが、新宿区の場合、地域ごとに相当差がある。やはりいろんな地域、大きく分けて3つぐらいの特徴ある地域がある。それぞれの地域で具体的にどのような形で実践されているか、その姿こそが大事であり、その地域ごとに問題点も違うのではないかと。委員が言われている一緒にできないかというのも、そういうことが可能ではないかと思われる地域もあるわけで、繁華街で喫煙を注意するのは、放置自転車と一緒にやるということは考えられないわけです。高田馬場のある地域であれば、それはやったほうがむしろいいのではないのか、ということも言われています。やはりもう少し、先ほどまだら模様をお互いに気にしたのですが、地域ごとの特性の中で、事業者が中心になる地域、むしろ公的な方にやっていただいたほうがいい地域、あるいは個人が住民として自分でやる地域があると、そういうようなことで、このページのお尋ねをしたわけです。

それから、3ページで何点かお尋ねをしているのも、美化といいますが、ごみの問題にしる、あるいは喫煙の問題にしる、まだそんなに歴史のある問題でもないので、社会的にそう定着はしていないと。そういう中で、こういったものについて、新宿区はほかの区と比べてよくやっているのかどうか、あるいは地域の中でよくやっているのはどんなところなのか。委員はそれを公表したらいいと言っていますけれども、そういう点でもう少し考えていただきたいということです。そうすると「ああ、こういうふうに自分たちは目標を設定してやればいいんじゃないか」というような感じが評価の中も出てくれば、その評価に基づいて次の行動というものにもついてくるんじゃないか、というように期待してこういうようにお尋ねし、そういうつもりで設問したということだけご理解ください。

【部会長】

確かにそれもまた去年に引き続いて評価の枠組み全体の問題になるのですけれども、地域ごとに異なるものを一体どう評価するのか。地域ごとにまだだからまだ「A」はつけられないとなるのですけれども、でも、こちらの外部評価委員会では、地域ごとに違うということを、外部評価としてどういうふう処理するのかというのも問題です。

【委員】

それは活躍されている基盤が違いますでしょう。だから、やっぱりそれぞれの基盤のところからおっしゃっていることはそれなりにもっともな部分があります。委員は恐らく繁華街の人に喫煙を注意するのを、放置自転車と一緒にやろうとは言っていないと思います。

【委員】

本編の171ページの事業者委託というのは繁華街清掃等を委託したわけですね。だから、普通のところは委託されていないですね。では、普通のところだったらできるのではないかと考えたものですから。

【説明者】

先ほどの条例の中で、美化推進重点地区というのを3地区定めております。これは新宿駅東口周辺地区、新宿駅西口周辺地区、それから高田馬場駅周辺地区というこの3つの地域を特に美化推進重点地区と定めまして、そこは地元の商店街、それから事業者の方々と私ども行政が入って、定期的なキャンペーンという形で清掃活動を行っています。ですから、全区的にはまだまだ地域ごとの特性を生かした仕組みの中で美化活動に私どもが施策としていくまにでは至っておりません。けれども、とりあえず今は、主に美化重点地区と定めたところについて力を入れています。また、そこだけにとどまらず、今後については全区的な広がりというのも当然あるかと思えます。

【部会長】

さっきの表彰というのは、条例に根拠がないとやりづらくないですか。

【説明者】

要綱で、そういう特に美化活動等にご貢献いただき、あるいはそれを長年ずっと続けていらっしゃる方々ですとか、それは表彰等全くできなくはないということです。

【委員】

1つだけいいですか。別冊事務事業121の「路上喫煙対策の推進」で評価基準に基づく評価と理由に書いてありますけれども、達成度が3、実施の成果が3、効率性が2になっているところですが、これはどうして3になり、どこが不足で3の評価をしなかったのでしょうか。

ここが3ならこれは「A」になるのにと思っているわけですが、何か「B」にしたくて無理やり押さえているように思えてきます。さっきも言いましたが「やっていることに自信を持ってください」と言いたいのです。これは効率性でどこが足りなかったのですか。これからは読み取れないのですが。

【説明者】

総括をしますと、例えば路上喫煙禁止ですが先ほどのクレームとか苦情の問題につきましても、文書あるいは電話等によって寄せられる苦情を見ますと、私ども現実の取り組みは万全を期してやっているのですけれども、まだまだだなと考えています。

【委員】

そのままだが、どこまでいけば評価が「3」になるのでしょうか。ここまでいかないからまだ、ならわかるけど、これだけお金をかけているのだけどいかないとか何か理由がないと、この効率性の「2」の評価がどこから来ているのかがわかりにくいですね。

【説明者】

数字で言いますと、20、21、22、23年度の第一次実行計画の中で、路上喫煙率を19年12月におきましては0.89%ですが、それをこの4年間の中で、本当にゼロという数値を立てたいところですが、0.5%に持っていきようとしています。

そういう目標を立てながらやっていますので、まだまだ喫煙対策については取り組み途上ということですが。

【委員】

これが19年度実績までの0.89%に至るプロセスが正しかったかどうかを今聞いているわけで、そういう意味でほかの先進事例の千代田区等の改善率に比べて新宿区は低いというのであれば、委員が言われるように2でもいいですけれども、皆さんがお金をかけて努力されている中で、繁華街を除けば相当いいというのであれば、それは特殊な問題であって、繁華街をゼロにするために物すごくお金をかけるとか、それはもう東京都の問題として考えてもらうのかも含めて考えれば、あえて2にしなればいけない根拠というのが何となく今のご説明だけだとわかりにくいです。

【部会長】

一応、問題点は明らかになりましたので、後ほど部会で議論してまた意見をお願いします。

あと、せっかくですから、景観法は住民側としてもつき合っていかなければならない法律ですので、質問等をお願いします。

最初に、景観行政団体についてです、景観行政団体になるのは新宿区のことですが、東京都が同意しないと新宿区は景観行政団体になれないわけですね。もうなっていますか。

【説明者】

景観と地区計画課長です。

今年の5月8日に同意をいただきまして、手続をとりまして、7月18日から景観行政団体になりました。

【部会長】

これから景観計画を策定していくということですか。

【説明者】

そうです。景観法自体は平成16年にできた法律ですけども、新宿区は平成3年ごろから23区で一番早く景観行政に取り組んだ実績がございます。これは全国でも景観に対する取り組みとしてはかなり早い取り組みです。平成3年といえますと今から17年前で、その17年間一生懸命景観行政をやってきました。

新宿区だけではなく、全国でも景観行政に取り組んできた団体はたくさんありましたが、各自治体の条例でやっていたものですから、法律がなくて条例でやっているというのはなかなか強制力がないので、国が全国のそうした自治体の条例を応援する意味で景観法をつくったというふうに言われています。

景観法を運用できる団体が景観行政団体で、法律によりますと景観行政団体は都道府県と政令市、それから中核市が自動的に景観行政団体となりますが、その他の市町村につきましては、都道府県と協議をした上でないと景観行政団体になれないということがありまして、東京都と協議をしてきました。都内では世田谷区が一番早く景観行政団体になりまして、これは1年ぐらい前になっています。それから、府中市が最近なりまして、新宿区は都内では3番目、23区では2番目、都心では最初に景観行政団体になりました。

【部会長】

最初に口火を切る意味で私が簡単な質問をします。

景観法というのをちょっと勉強してみると、要するに建築物等の外観ですよ、色彩とか形態とか、そこに関する仕組みなので、それで「清潔で美しいまちづくり」という施策に入っているんですけども、仕組みとしてはかなり他の事業とは違うなというふうに思いますが、どうですか。同じ施策のもとに評価をされて。施策を分けたほうがいいのか、そういうふうにお感じになりませんか。

【説明者】

ちょっと分けたほうがよろしいかなという気が所感としてはしますが、ただ、景観というのが、昔は都市美といって都市を美しくする話から来ているというような由来もありますので、全然関係ないということではありません。例えば100年ぐらい前にアメリカで、アメリカの万国博覧会のときに、余り町が汚いので町を美しくしようということから始まった、という経過もありますので、最初のうちは、都市を美しくする、要するに都市にお化粧をするというんですか、都市を今さっき言いましたように汚いところを除去してきれいにしていこうというようなところから発していますので、大もとではそういう関係があるのかなと思います。しかし、現在は少し法律の体系が違いまして、どちらかというと都市計画、まちづくりのほうにシフトしていますので、今、制限されるものは、色彩、形態以上で、色と形とデザインですね、そういうものが主に対象になっていて、都市計画の一つの分野というか、まちづくりの分野の仕事に

なっています。

【委員】

よくわからなかったですけども、高さは関係ないですか。例えば眺望権というのは入ってこないですか。

【説明者】

入ります。

【委員】

そうすると、例えば目の前にあまり高い建物が建ったら嫌だとか、そういう話が例えば一般区民から来ると、それを受けて調整に入りますか。

【説明者】

例えば西口の新しいビルについても賛否両論がありました。決定権者は東京都だったんですけども、東京都が話を認めるに当たって、地元区としての判断はどうかと聞いてきたときに、新宿区の景観まちづくり審議会というのがありますけれども、その審議会にかけて、いいか悪いかを議論しました。そのときに、やはりたくさん議論がありました。まちとしては、ユニークなものができればランドマークになって人が集まるからいいのではないかという意見と、それから西口にはつり合わないデザインではないかというような意見もありましたが、その当時は西口の景観がどうあるべきか、ということが明確でなかったために賛否両論があったということで、どちらとは言わないということで、いろんな意見がありましたと、最終的には決定権者である都市計画の側で判断してくださいということになって、都市計画の側で判断することになりました。

高さについては、主に決めるのは都市計画で、景観ではないのですけれども、ただ、眺望権ということになりますと景観にもかかわります。新宿区内での眺望景観といいますと、一番は絵画館ですね。絵画館は、銀杏並木のところから絵画館を見ますと、後ろに高い建物が建たないよということ、東京都で眺望景観を指導するというようなことがありました。それから、迎賓館ですけども、迎賓館も四ツ谷駅のほうから見たときに、後ろ側は新宿区じゃないんですけど、視点場としては新宿区だということもあって、眺望景観についても景観としては大事な要素になっています。新宿御苑の周辺も、高いものについては、広告景観を禁止するようになっています。

【委員】

この眺望は大事にしようということで、最初に指定があるのですね。個人の建物が建てしまつて嫌だなとか、そういうのではないんですね。

【部会長】

実質的には、いろいろな地域の意見を聞きながら策定していくのでしょうか。

【説明者】

原案はつくりましたので、これから区民の意見をパブリック・コメントと、それから地域の特別出張所ごとに説明会等を実施しながら意見を聞いて、修正して決めていきたいと思っています。

【委員】

今そこに地区計画と景観が入ってくるのですか。地区計画に、景観法にのっとったものがかなりいってくるということですか。

【説明者】

前は入っていなかったのですが、これからは必ず入るようにしないと二度手間になってしまいます。景観は景観、地区計画は地区計画というと、事業者は2回届けなくてはいけなくなってくるので、一本化して地区計画でやれるように変わっています。

【委員】

地区計画というのは地域の住民の人が立てるのですね。

【部会長】

区が立てます。

【委員】

区を立てるのですか。だけど、主体は区民ですね。

【説明者】

そうです。

決定権者は区長です。

【委員】

そうすると、片方は利益を求めて高いとか大きい建物をつくりたがる。その調整をやったときに景観法が優先するわけですか。何にも担保がないと、地区計画を幾らやっても、その整理ができないのではないですか。

【説明者】

これまではそうだったのですが、今「都市マスタープラン」というのを新しくつくりましたので、上位計画の都市マスタープランと、それから今ある景観計画、たたき台の案になりますが、そういうものに基づいてどうかという判断ができるだろうと思います。

【委員】

地区計画ができていないところでも景観で規制ができますか。

【説明者】

できます。

【委員】

そうすると、都は必ず都の関与するものでも地元意見に意見を聞いてくるわけですか。

【説明者】

東京都は最近地元自治体の意向というのを大事にしていますので、必ず聞いてくるというわけではないですが、かなり聞いてきます。

【委員】

景観計画が策定されていれば、東京都も新宿区意見を聞かないといけないのですね。

【説明者】

そうです。

【部会長】

景観計画が策定されるとまた大分強力になると思います。

そろそろ時間ですけれど、せっかくの機会ですので、もし何かありましたら。

【委員】

今の関連で、都市マスタープランですけれども、この本編152ページの施策「適切な都市構造の実現」にあります。これはまちづくりですね。それと景観計画との関係はどうなっているんですかというのと、それから景観まちづくり審議会というのはどういう人たちが入っているかというのを教えてください。

【説明者】

都市マスタープランとの関係ですが、都市マスタープランのほうが上位の計画となっています。都市マスタープランがあって、そのもとにいるんな枝の計画がありますが、その一つとしての景観があるということですので、景観の上位計画は都市マスタープランであり、新宿区基本構想・総合計画が位置づけされています。

景観まちづくり審議会は、学識経験者と区民の代表で構成されております。区の部長も1名入っていますが、主に景観を専門とされる先生方ですね。会長には前農大の先生が会長になっていて、そのほか東大の先生ですとか、その景観にかなり見識の高い学識経験者の先生方、それから区民で神楽坂や新宿駅西口の方や、それから公募の区民の方が4名いて、審議会を構成しています。

【委員】

部長は何部の部長ですか。

【説明者】

都市計画部長が行政側として1名入っています。

【部会長】

今後は区民の景観の仕組みを勉強していかなければならないと思います。

どうもありがとうございました。

(説明者入れ替え)

【部会長】

最後の3番目のヒアリングです。来ていただいているのは、地域文化部産業振興課長と消費者行政担当副参事です。

この部会は外部評価委員会の第3部会という部会として、コミュニティ、商工、文化、観光の分野を担当しています。今日は来ていただいてありがとうございます。

前もって質問をお伝えして、かつ、回答をいただいていますので、最初に簡単に自己紹介をしていただいて、その後、ご回答いただいた文書の補足がありましたらしていただいて、その後委員から質疑をさせていただきたいと思います。

<説明者自己紹介>

【部会長】

何か補足は特にありませんか。

【説明者】

産業振興課長です。

例えば、商店街の活性化ということだと、初めは商店街自体の活性化なのですが、それが区民にとっての快適なまちづくりというようなことになると思います。それと、補足といえますか、加入促進のためのチラシをつくっていますので、参考資料として配付させていただきます。

【説明者】

消費者行政担当副参事です。

消費者行政の件でご質問いただいている中で、その他の経常事業の説明を、という質問をいただいておりますので、本日皆様に「新宿区の消費者行政」という資料をお配りしています。こちらに基づいて簡単に、現在取り組みを進めています内容について説明をさせていただきますと思います。

ご覧いただきたいのが、まず1ページの部分ですが、消費生活センターで主に消費者行政の事業を展開しているのですが、ご覧のとおり、産業振興課の1係ということで、高田馬場にあります消費生活センターで、ここの から までの事業、消費者行政の部分では までが実施している事業です。

一枚めくっていただきまして、2ページのところに、事業予算の概要を記載しています。ここをご覧いただきますと、上の部分が、消費者行政施策についての歳出予算です。消費者基本法に基づく基礎自治体として展開すべき消費者行政の事業で、消費者情報の提供、消費者教育、相談機能、それから団体の育成、その他関連する事業と、こういうくくりになっています。安全・安心の部分では、ここの表の中にある計量法に基づく計量器の調査のほか、家庭用品とか、それから電気用品の表示の点検等々も実施しています。

事業予算の規模につきましては、新宿区はここのところ消費者行政の充実を図っている関係で増えてきておりますし、相談員についても19年度に1名増員しています。このような状況の中で事業を実施してきています。

消費者行政の一元化の検討が国で進んでいますが、その中で区長がその推進会議の委員として出席しています。国の大きな流れを受けまして、来年度以降、消費者行政について、さらに基礎自治体として取り組むべき事項をもう一度点検しながら、充実を図っていこうということで、施策の目的を、目標を達成していきたいと考えています。

具体的な事業の実績等につきましては、5ページ以降に記載をしています。それで、一つだけ紹介をさせていただければと思うのが、18、19ページに悪質商法の被害防止支援事業、これを平成17年度からモデル事業として展開をし、18年度からは事業予算化をしまして展開をしています。主に高齢者などの、私どもに相談がなかなか結びつきにくいの方々を中心として、この悪質商法の被害を掘り起こして、それを早期に見つけて解決する、こういう仕組みを新宿区でモデル事業として展開し、現在東京都のガイドラインにもこの仕組みが掲載されまして、都内の各自治体で取り組みが進んでいる状況です。

【部会長】

ありがとうございました。これも2つに分けたほうがいいですね。

最初に、産業振興課にかかわることについて質問をお願いします。

商店街のあり方について、防犯・防災の視点から見てどうかということについても回答いただいているのですけれども、これはよろしいですか。主として問題意識もこの回答で大体納得という感じでしょうか。

【委員】

商店会自体が、会としてなかなか機能しなくなっているようなところがありますね。例えばターミナル的なところは活発に動いているけれども、地域の中に入った地元の商店街というのはなかなかうまくいかない。そうすると、今まで商店街のことは商店会に任せるというようなことでずっとやってきているのですけれども、例えば商店街の役割、今後の商店街はどういうふうにあるべきか、というようなことから考えていくと、商店街を運営するというか維持したりしていくときに、商店会だけではなくて、学生やNPOの役割もその中に組み込んでいかないと、商店街自体も活性化していかないのではないかと思います。

防災のことで、積極的に防災の組織の中に商店会が組み込まれてもいいのではないかとというような質問をしたのですけれども、そういうようなことから、今後、商店街をどのように区として考えているのかをちょっと説明してください。

【説明者】

産業振興課長です。

防災・防犯の観点ですけれども、商店街は基本的には事業者というかお店屋さんの集合で利益を上げていくということがやはり基本ですね。個の店がもうかる仕組みが基本です。ただ、今の商店街の役割が防犯・防災とかコミュニティということまでを実質的には担っていることから考えると、その際に、担う主体で、地域と連携することは非常に重要だと思っています。今現実に、ピーポ110番とか、声かけ運動とかそういうのは商店街でやってもらっています、それに地域、町会とはいろいろお祭りとかいろんなものを通じて連携するようになっています。昔はあまりその連携がなかったらしいのですが、最近では、やはりお互いに連携してコミュニティとか防犯とかを一緒にやっていこうという形でやっています。

私どもとしても特にハード面の整備を、例えば商店街の街路灯は商店街持ちで、新宿区が3分の2を補助してやっています。どちらかといえばコミュニティをしっかりしていくということが大事かと思います。それに関しましては、19年度から「商店会サポーター制度」を始めたのですが、商店会サポーターも入って行って、先ほど言いましたような地域の資源、町会も含めて学生等の、その地域によって全然違うのですけれども、近隣にある資源と結びつけるということを商店会サポーターも意識して取り組んでいます。

【委員】

順番にいくことにして、ヒアリング項目の7ページの9のところですけど、まずは、ここで我々がヒアリングしたいと考えたのは、かなり地域によって様相が変わってきているのではないかと、自主的に取り組めないような状況にある商店街が幾つかあるというふうに考えられるけれども、そういうものを活性化していくために、優良事例の紹介、今サポーターのお話もあ

りましたけれども、紹介等も通じてその活性化を図っていくポイントはどういうふう考えたらいいたろうかということです。その中の一つに、防災とか防犯とか、あるいはお年寄りが来やすい店づくりとか、そういったようなことが、「義務とか役割とかいうのではなくて、むしろ商店街の活性化のためにそういうようなことをやるのが、商店街のよりよい商店街に結びつくのではないか」という発想があって、この9の設問が設定されています。

商店街がシャッター通りになって、シャッター通りというのはこの辺ではないかもしれませんが、地方に行くところがあるのですが、そういうことにならないようにしていくためにも「防災・防犯あるいはお年寄りに優しい商店街というものをつくっている優良事例等を紹介しながら、そういうものを増やしていく努力をしたい」ということですが、そういった点での取り組みはいかがですか。

【説明者】

まず、ここでばらつきと書いてありますが、商店街の力が違います。確かに駅周辺のいわゆる商店街振興組合と言われているようなところはかなり力が強いですし、事務局もしっかりしていますし、今でもいろんなことができるのですが、住宅地域、新宿区には110の商店街がありますが、住宅地域の商店街がかなり厳しいということです。そこで、産業振興プランというものを今年の3月に策定しています。この中で3つの柱を、「文化的な産業を育てよう」ということと、新宿区は99%中小企業ですから、「中小企業を支援していく」とことと、3つ目の大きな柱に「商店街振興」というものを掲げました。その産業振興プランの柱の一つにしているのですが、現場に行った商店会サポーターの意見を聞いて、商店街を、「時代リード型」、これは駅周辺ですが、それから、「生活拠点型」、これは住宅地で、高田馬場のところ、に分析を行いました。この中でやはり弱いのは、「生活拠点型」と言われるところです。ではこれを、どうしたら活性化していけるのか。というのも、まず商店街の場合は個の店からというのがあり、個店の力をつけていくというのがあります。けれども、高度成長期のお客さんがどんどん来た時代と、今みたいに大型店もできる、店もいっぱいあって選択肢が増えている時代とでは全然違うので、やはりそういう個の店の意識を変えていき、その段階からさらに商店街へ、という段階を踏んで、いろいろ分析して、計画して今、実際に取り組んでいます。そういう中で力の弱い生活拠点、その中でもまた弱いところとかいろいろありますが、それに対して基本的にはここに書いてあるように商店会サポーターが行って話を聞いて、現状を聞いてアドバイスしているというのが一つです。

それから、先ほどのいい事例の紹介というのは、区で毎年「ステップアップフォーラム」というものを開催しておりまして、これは先進的な商店街の方に来ていただいて、場合によっては全国から、例えば佐世保市から来てもらったり、近くから来てもらったり、いろんな形で少しお話をしてもらって、その後にグループに分けて、どうしたら活性化できるかというディスカッションを19年度からは取り入れて、今年度もまたそういうのを実施して、みんなで少し、商店街の人を集めて話合うということをやっています。

商店街に対しては区だけでやってもだめなので、新宿区商店会連合会との連携を充実させています。それで、商店会連合会とよく話し合う中で、つい最近発足させたのが、若手プロジェ

クトです。商店街も高齢化してしまっていますので、何とか若い人たちに頑張ってもらおうということで、若い人たちを集めたプロジェクトをつい最近発足させて、若い人たちがどういうふうにしたら商店街を盛り立てられるかということも、区の商店会連合会と連携して始めています。

それから、お年寄りの部分ですが、商店街の役員たちは普通皆さんお年寄りなので、そういう人たちがお年寄りに優しい店というのを常日ごろ考えているところだと思います。

あと、シャッター通りの件ですが、具体的になぜシャッターが下りているのかというのを今、商店会サポーターが現状を調べています。しかし、持ち主に聞くのが個人の事情が出てしまいますのでなかなか難しい。そのため、目で確認したりしています。また、実際に本当にシャッターが下りていて入れないのか、もしくは物置で使っているのかとか、いろいろな状態がありますので、そういうことを踏まえて、シャッター通りの実情を調査しています。

今年度から始めた新規の事業で空き店舗対策というのがあります。区が空き店舗で事業をやってくれる方に初期投資の部分を、400万円限度ですが、補助しますので、何とか空き店舗で事業してくださいというもので、試行で始めています。

そういうようなことで、そのシャッターの下りているところというのは、現状ではいろいろミスマッチがあってなかなか難しいのですが、いろいろな調査をしたりそういう施策を実施したりしながら進めているところです。

【部会長】

委員の問題提起の一部に対しては、個々の商店の経済的な自立というか、もうかるというところがまず商店街行政の基本であるという、それが多分経常化している部分もかなりあるのですね。こういうところに出てくる地域コミュニティへの貢献というのが、こちらはそっこのほうに関心を持つのですけれども、まず基本にこういうところにあらわれないと、個店への経済的な支援とかがまずあってと思うのですが、そこがちょっと我々のイメージと違うのですね。

【説明者】

個々の店への経済的支援は、区では、基本的にはしていません。

【部会長】

今言った経済的というのは、お金を支援するという意味ではなくて、もうかるような秘訣を伝えるということです。

【説明者】

それは今回、産業振興プランにある、商店街を活性化していくためには、そこが基本で、やらないといけないということで、さまざまな案を提示しながら、現場に商店会サポーターが行って、個店に行って、例えばディスプレイをこういうふうにしてくださいとか、サポーターが一生懸命ディスプレイの仕方とかを教えるわけです。そうしたら、帽子が売れたんですよとか言われたりもします。

ですから、数も多いので、手がなかなか回り切れないんですが、そういう努力はしています。

【部会長】

ありがとうございます。

今、私が言った件について、いかがですか。

【委員】

今説明があったとおりで、別にそれに反論も何もないのですが、神楽坂や佐世保市はうまくやっていることはわかっていまして、神楽坂からちょっと来ると北町の商店街があって、飲食関係で結構個店がそれなりににはやっています。それが外苑東通りまで来ると、拡幅の問題もあるけれども、結構厳しい状況になっている。そこでどうするかということになって、特別出張所のまちづくりの議論では、「花屋さんとかカフェ、広い意味でのカフェですけど、お茶を飲むようなところ、そういうようなところがないと、まちというのは盛らない」、「そういうような特定のところをつくって、できるだけ古い町の人が副業でやってでも広げていくというようなことが大事ではないか」、あるいは、「地域のスーパーが配達することを通じて、その配達も場合によっては近隣の商店のものもあわせて持っていくというぐらいのところまでしては」というようなこと、あるいはほかの地域では、「特定の学校だとか病院へ売店をみんなでそろって出す」というようなことを、これは葛飾区の金町のほうでやったのですけれども、そんなようなことをまちで何かやってみるといような話が出て、そういうアクションプログラムをつくってやったとか、いろいろ工夫してやっていますよね。外苑東通りも三々五々ですけれども、小さなお店がこの機会にまた出そうかというような機運になってきているので、それを育てていくようにするには、その商店会サポーターの役割なり、商店会長の役割とかが大事ではないかというふうに考えています。

いわゆるこの第3部会のテーマである協働とか共助、自主、そこらあたりをどうやって引き出すかというあたりを軸にしてこの商店会問題を考えたいというのが第3部会でして、そういう協働とか共助とかいう、自分たちでやっていくということを何とかもう少し活性化しないと、という感じで今議論しているところです。

【説明者】

商店街自体の力が弱くなってしまっているところは、本当にまず、商店街を少し活性化させていく必要があります。先日、牛込中央通り商店会の街路灯の完成式典がありましたが、これはエコ街路灯とハイブリッド街路灯で、消費電力が非常に少なく、環境に優しいものです。その商店街では、皆さんを少し活気づけて、我々も商店会サポーターも入って、その街路灯をただつくるのではなくて、それをきっかけにして地域と連携して、防犯にも役立ちますし、環境にも役立ちますし、まちとして商店街が盛り上げていく、そういうような試みもしています。

【部会長】

それでは、時間の関係で消費者行政のほうをお願いします。

【委員】

ヒアリング項目の6ページの回答ですが、消費者の視点ということで、アンケートをとるらしいのですけれども、アンケートだけだと一般的なアンケートになってしまうので、生の声のやりとりができないのですね。私は、お客様というのは、毎日買物に行ったりする人だと思えますし、何とかして商店街を活性化させたいといつも思っています。しかし、この回答でわか

るように、商店会サポーターがいて、ディスプレイしましたとか先ほどありましたが、消費者の意見をこういうふうに反映したというのがここで見受けられないのは悲しい感じがします。やはり消費者はお客様で、お客様の意見は重要だと思います。やっぱり消費者抜きで活性化ができるのかなといつも思っているものですから。

【説明者】

まず、消費者の声を聞かなくてはいけないというのは、個店がもうかる仕組みづくりのところでも本当にそうです。ただ売っているのではなくて、消費者が何を求めているかというところから出発しなくてはいけない。それで、具体的には、一斉に行くわけにはいかないので、一つの商店街で、主婦の方を中心にした消費者の意見を聞く会を何とか設定しましょうということで、盛んに提案しているのですが、実はまだそれが実現していません。詰めて意見を聞きたいというのを、非常にやりたいのですけれども、なかなか現場と調整がつかないので、とりあえずと言ってはなんですが、先日牛込中央通り商店会で、地域の方が随分集まっていたらいいなと思って、そういう方にアンケートをお渡しして、「商店街をどのくらい利用されますか」、「イベントの内容はどうか」という項目を入れて実施しました。基本的には、商店街それぞれが工夫をしてそういう消費者からの意見を取り入れる必要があると思うので、商店街が主体となったアンケートづくり、これを進めているところです。ただ、その際には商店会サポーターが十分意見を出して、アンケートをつくるのも一緒に協力してやるということで、今年度は幾つかモデルの商店街にそういう消費者に対するアンケートをやってもらうということで、先日、第1回を実施したところですが、これからもいくつかやろうと思っています。

来年度に向けては、このアンケートの様式が決まりましたら、全商店街向けに説明会がありますので、そういうアンケートの取り組みをしてくださいということを持ちかけようと思っています。

ただ、これはやっぱり商店街が主体でやらないと、区が押しつけてもまずいので、自主的な取り組みをお願いするというようなスタンスで、ただ様式をお見せして、こういう形でやれば何とかかなりますよということで実施を考えています。

そのアンケートの結果を踏まえて、指標などを考えていこうと思っています。このアンケートの結果を集計し、そこから出てくる中でどういうものを指標としたらいいか、今研究しているところです。

【委員】

「商店街ステップアップ支援」をさっき言っていましたけれども、15年から創設したこの事業の実績が、去年3件で、今年1件と言うと、もうこれは要らないという評価なのでしょうか。実施の成果が「3」で、達成度が「1」というと何か非常にわかりにくいのですが。

7件予定したのに1件しかないのに成果は3だったという、この評価の仕方がちょっとわからない。それで、トータルで総合評価が「B」になっているということが何か意味不明なのですが。何でこれは1件にしかならなかったのか、何か考えがあるのですか。

【説明者】

「商店街ステップアップ支援」というのは、2つで組み合わせられていまして、一つは先ほど

の事例紹介等、ディスカッションをやるものです。もう一つは、補助の事業です。その補助の事業の部分が、ここですと平成16年のときは5件あったのに、17年4件、18年が3件で、19年度が1件しかないという状況です。なぜこうなっているのかということですね。

商店街への補助というのは3種類あって、「街路灯等の施設整備の補助」と、「お祭りのイベントの補助」と、この「商店街ステップアップ支援」です。これは、商店街が新たな取り組み、チャレンジをしようという取り組みに対して補助するものです。ですから、イベントですと、毎年毎年同じことをやっても補助が出ます。しかしステップアップ支援は、新しい試みでない、例えばマップを今年つくりたいということでマップをつくって、来年もマップをつくりたいという場合は、来年は出ないのです。そういう仕組みの補助制度です。新しいものに対する補助なのでですね。

そうすると、初めにこの制度を導入した当時は結構手が挙がったのですが、そういうチャレンジがだんだんと減ってくるというか、やってくるとなかなか手が挙がる場所が少なくなってきたという性格の補助制度です。

ただ、19年度は我々も1件ではということで、商店会サポーターに掘り起こしを行ってもらって、なかなか新しいことにチャレンジするというのは、会長さんだけで実施するわけにはいかない、やはりその周りの人たちと一緒に、新しい商店街の試みをしよう、勉強会をしよう、ホームページをつくらう、もしくはマップをつくらうとか、そういうチャレンジをするので、力が要るわけです。

【委員】

私が言っているのは、評価が「B」にならないではないですか、ということです。

【委員】

なぜ内部評価をこんなに慰め合って「B」にしてしまうんですか、これはもう評価なんてやめちゃったほうがいいんじゃないですか。

【説明者】

ただ、先ほど言いましたように、これはステップアップの補助と、さっきのステップアップの講演会とそれに対するディスカッションの会が組み合わさっていますので、全体でステップアップの講演会等のほうは、これは毎年アンケートも商店街の会長さん等に集まってもらって、アンケート等もとるんですが、それでは、アンケートとしてはいい話ができましたし、いいディスカッションもできたというアンケートも多いので、トータルとすると、我々としては「B」でいいのかなと考えています。

【委員】

達成度もその中に入れてしまえば何とかなるのに、達成度「1」と見てしまうとね。それもやっているなら、1.5か2と言っていればわかるのだけれども、1にしておいたまままで継続するというのは、外から見たら無駄なことをやっているとか見られないではないのですか。ちょっとその説明がこれだけでは足りないなというところがあります。

【委員】

そうですね。ですから、年度初めに重要だということで7件を目標に掲げて、たった1件し

かできなかったということで自虐的に言うのではなくて、7件やろうとして、こういうこともやった、ああいうこともやったと、だけれども、完成したのは1件だけだった。しかし、こういうふうにもしたのだし、さらにこれは伸ばしていかなければいけないという意気込みがあつてこそ、この評価だと思います。先ほどの話も聞いていると、なかなか難しいことはわかりますし、民間が冷え切っている状況の中で、なかなかうまくいかないとは思いますが、やはり何とか実績が出てくるようにしたいと思って質問をしていますし、また答えもいただきたいと思っています。

【説明者】

20年度は商店会サポーターに頑張ってもらって掘り起こしてもらって3件に増えたというのと、あと、7件というのが実態と少しずれた目標設定となっていますので、もう少し過去の実績等を踏まえた現実的な目標設定をしないといけないかなというのが1点あります。

あと、先ほど委員の話のように、この制度をやることによって、地域の人との連携とか、もしくは商店街に加入してもらおう方を増やしたりとか、商店街の加入促進につながったりとか、そういう効果もありますので、もっと掘り起こしているような形で努力していきたいと思っています。

【委員】

110商店街があると言っていたので、7件は妥当だと思いますよ。

【委員】

それで、商店街ステップアップ支援も、そんな100いくつも商店街があるのに、みんな地図をつくったとは思えないし、やはりつくったところは特定のところだけなので、つくらないところにつくるようにしていく必要があります。地域ごとのきめの細かい商店街の活性化の活動を通じて、防災だとか地域の安全というのも保てるのではないかと考えられるわけで、それがしっかりしていないと、加入してくださいと言っても、答えがしっかりしていないのに加入してくださいというのもないと思いますね。加入されたいような商店街になっていくという目標を掲げて、ぜひ、支援していただきたいということです。

【部会長】

消費者行政についてもどうぞ。

【委員】

消費者行政のところは、消費者の自立支援という難しいテーマが上がっていますね。この中で今、食農教育というのがありますが、単なる食育じゃなくて、食農教育といういわゆる自分の食べ物の生産されている姿を、学校であるいは児童館で食育あるいは農業の出前講座とかやろうとしている。しかし、ご存じかもしれませんが、都会の中でそういう小さな畑をつくってやれば、そこにみんな害虫が飛んできます、それを無農薬でつくろうということ自体が無謀なわけで、それではまともに作物ができないのですよ。無農薬でなければ食農教育でないような設定もおかしいわけですね。大部分の野菜については、いわゆる有機野菜しか食べられないようなご高齢の方や子どもは別にして、一般の人は食の安全は保たれていますから。

適切な食農教育等を通じながら、「消費者の自立支援」を商店街、学校、地域が一体となってやる。消費者の自立支援という枠組みの中で考えるとすれば、いろいろな地域との、伊那市との

連携とかいろいろありますけれども、もう少し近い地域との連携等も含めて、そういう人材もいるでしょうから、やっていただくと消費者の問題も深まるのではないかと考えます。

食品の値段あるいはよりよい食品の確保、広い意味では自給率の問題も含めて、考えていく一つのキーワードではないかというふうに考えています。

【説明者】

消費者行政担当副参事です。

今、ご指摘いただいた内容は、まさにそのとおりでして、私どもも、農林水産省の毎年の会議に参加して、いろいろな情報提供も行っている実態があります。また、これについては十分周知が行き届いていない部分はまだあるかと思しますので、活用していただけるような形でしっかり対応していきたいと思っています。

伊那市との結びつき以外で、今、沼田市と、ここには新宿区から大体2時間ぐらいで行けますし、帰ってこられるということもありまして、そこでの就農体験も含めた事業も展開する予定で事業計画を進めています。また、東戸山中学校の跡地には、農業体験のスペースも確保されるということもありますから、それともうまく連携しながらしっかりやっていきたいと思っています。

【委員】

先ほどお答えになっている平成19年度からの商店会連合会と連携して商店の加入促進活動ですが、この事業はどこでやっていますか。

【説明者】

産業振興課長です。

加入促進活動は、区と商店街とが連携してやっています。

【委員】

いや、どこかの項目でやっていたら、その結果、前年度はこれだけ増えたとかという、そういう増減が出てくるような表が出てくると、行政の努力が評価されるのではないのでしょうか。

【説明者】

ちょっと理屈になってしまうのですが、商店街加入は、基本的には商店街自身がやるものだと考えています。それで、その旗振りを商店会連合会が主になってやっているわけです。区としては、本来は側面支援を行うのですけれども、やはり商店街の厳しい状況の中で、区長も率先して一緒にやりましょうということで、今回は、チラシを区でつくります。

【委員】

共助という言葉を一生涯懸命やって、協働、共助を言っているのだから、一緒にやっているのであればどこかにこの評価が入るような項目が出てこないかと、出てきたらおもしろい。行政と商店と一緒にしてもいいのではないのでしょうか。

もう一点ですが、さっき、シャッターが閉まっているところを補助するのが1店舗につき400万円と聞きましたが、それはどこでやっていますか。

【説明者】

これは新宿区でやっておりまして、「第一次実行計画」が、本年度から始まったものですので、

まだ評価等はありません。

【委員】

この事業は知られているのですか。

【説明者】

全部、区の商店会連合会を通じてすべて周知しています。それから、これはやる事業家を呼ぶ仕事なので、東京商工会議所の新宿支部とか、そういうところを通じて周知をかけています。結局空き店舗を幾ら提供しても、やってくれる人がいないとどうしようもないので、事業家に空き店舗で基本的には3カ月程度空いている空き店舗を見つけてきてもらって、ここでやりたいということで手を挙げてくれという制度にしています。

【委員】

ホームページをいろいろ見たりするのですけれども、それで貸してくれるのかどうかは、その内容ですか。そういうのはみんな例えば借りたい人が全部調べて申請するということですか。

【説明者】

基本的にそういう制度です。

【委員】

例えば事業者がやるのであれば、不動産屋とかを通せばできることだけれども、そのシャッター通りになるような商店街の中で事業者が出るかといったら出にくいわけですね。

そこで、例えばもっとチャレンジしたい若い人たちがそういうところを使って、一時的にでも半年でも1年でも、こういうことをやってみたいというようなことはできるのですか。

【委員】

商工会議所に入っていない人が手を上げるのが当たり前で、東京商工会議所でも、年間4万円程度会費を取られるわけでしょう。本来的には、まちと一緒にやるのであれば、その町会長とは言わないですけれども、どこかの商店街が、この人がやりたいのだけれども、そういう組織に入っていないけれども、という手の差し出し方をしないと、商工会議所に入っているから安心だみたいなのは、ちょっと冒険が足りないのではないかという気がしますね。

【説明者】

それは本当に言われるとおりですし、今回我々も少し反省しているのですけれども、新宿区でやりたいという新宿区外の方が結構多いのです。ですから、周囲にもっと発信しないといけないというのが今回の反省です。本当に空き店舗のシャッターが下りていても、実際に貸し出してくれるところになるとなかなか微妙な問題がありますので、その辺のところを商店街がもっと発信をして、使ってくれる、あるいはここを使ってほしいとか、そういう情報のやりとりをするようにする必要があります。今回はそれが反省です。

23区の空き店舗の制度をいろいろやっているところを調べているのですけれども、はっきり言ってうまくいっているところはほとんどありません。そういう中で、新宿区の強みは非常に人がいっぱい来て、やりたいという人が多いことです。ただ、新宿区の弱みは、家賃自体が高いことで、ここが非常に問題になります。私どもとしては当初の設備投資だとかそういうところを補助しようという制度設計をしているところですが、今回の反省を踏まえて、また、委員

の言われたことを踏まえて、もっと商店街に周知して、私どもも周知手段がなかなか難しいんですけれども、もっといろんな形で周知をかけようと思っています。

【委員】

商店街の活性化という中の一つとして、やっぱり空き店舗対策というものをどこかの指標の中に入れるようなことが本当は必要なのだと思いますね。その辺も今後の話になりますが。

【説明者】

それには空き店舗の実態をよくとらえないと、今は公式なデータがありませんので。空き店舗でシャッターが確かに下りているのですが、実際それを貸し出しているかということ、そうでないところが結構多いのですね。その辺のところの実態を、今商店会サポーターに外形的な調査をしてもらっています。そういうものを踏まえてデータづくりをしていかないと、単純に何店舗あるからそれを何店舗埋めるといのは、それはかなりきついデータなので、ちょっと指標は少し工夫しないとなかなか難しいです。

【委員】

例えば、耕作放棄地って今ありますよね、さんざん問題になっています。耕作放棄地を調査しようと、こういう動きがあるのですけれども、それだけではだめなんですね。なぜ耕作放棄地になっているかというのを分析しないとだめです。その対策を考えなければいけない。その耕作放棄地になっている理由は、相続税の関係があったり、いろいろありますので、その中でこれは手がつきそうだとするような優良なものを抽出して、100件のうち5件でも10件でもいいから公表して、それをいい人に使ってもらおうと、そうしてその対策をできるようにしていますよね。

【部会長】

確かに、空き店舗の問題は重要な問題だから、指標に組み込めないかというのに対して、行政側で今調査中であるという非常に力強いお答えがありました。そこをちゃんと調査できれば、かなり有力な指標になりますね。

【説明者】

そうです。今、委員がおっしゃったように、なぜ空き店舗になっているかというのは、実際はオーナー、所有者の方に聞かないといけないのですが、これが、かなり難しいことです。あとは側面調査といって、商店会長さんから聞く、あるいは隣のお店に聞くとかです。実際に本人に聞くというのは、やっぱり相続の問題とかいろんな問題が絡んできてしまいますので、その辺のところはかなり外形的な調査になってしまうかなというふうに思っております、そういう難しさはあります。

【部会長】

でも、工夫すればいい評価指標になるかもしれないので、そこはぜひお願いします。

【委員】

別冊の265ページ「魅力ある商店街づくり支援」で、妥当性が「2」となっていますが、これはあってもなくてもいいということですか。何でここが2になっているのですか。これを3にしておけば、またこれも総合評価が「A」になったのではないかと言いたいわけです。これは

「B」にしたいから2にしたような感じを受けてしまうわけですよ。だってこれは、大事な事業でしょう。これは妥当性が3だと総合評価が「A」になるのではないですか。どこでそうなるってしまうのかなと思います。

【部会長】

3にしてしまうと「A」になってしまうからまずいなと思ってですかね。

【委員】

そういう評価の仕方をいつまでもしていたら、内部評価が、本当に妥当性がなくなってしまう。やっぱりもっと自信を持って、足りないところは足りない、いいところはいいとやっていかないと、そこら辺が多分外部評価委員会がつくられた要因ではないですか。もっと自信を持ちましょう。これは、妥当性がある「3」にすればいいのではないかと思います。

【部会長】

これは、外部評価委員会のほうから言わないとなかなか難しいですね。

【委員】

ですから言っています。それから、先ほどの評価が「1」のところはやめたほうがいいと言いますから。そういうことで、実行力があって行政がやりながら納得したものは堂々と自慢していったほうがいいですよということです。

【説明者】

はい。わかりました。

【部会長】

その件は、また委員会全体として意見がまとまれば、正式にお伝えいたします。

【委員】

それともう一点、別冊の269ページを見ますと、ここに書かれていることで、「出前講座が相当軌道に乗っているからそれを軸にしてさらにやります」といったことが書いてあります。まず基本として消費者の自立支援ということについては、現在の消費者行政の枠組みの中で相当な効果を上げているということをもっと正当にきちんと評価する。その上に立って本質的な消費者の自立支援というのは、従来の消費者行政の枠を超えたところで、特定の人や特定の地域がやっているのではだめで、もっと活性化しなければいけないような商店街だとか地域だとかいうものがそういうものに取り組む、そしてそれが幸せにつながるようにしていかなければいけないという、私はそうした新しい問題意識を持っていて、そういった点でやりたいというふうに思います。

従来の方がやっていることについてはきちんと評価した上で、さらにこの自立支援というのは、それとはまた別な形でやらなければいけない項目だというふうに、項目の性格づけをもう少し明確にされたほうがいいような感じがします。

現在の新宿区の消費者行政というものの延長線で自立支援というのを考えるのか、自立支援というテーマは別なものなのかということですね。私は別なものと考えたのですけれども。

【部会長】

それは、評価項目として別に起こすということですか。

【委員】

いや、そうじゃなくて、「消費者の自立支援」ということを今日はテーマとして議論しているわけです。確かに我々が「経常事業である消費者行政全般についてもわからないと、自立支援を議論する上で支障があるからそれについても説明を求める」ということを申し上げたので、資料が出てきたことは結構ですし、それからこれをよくやっていることも評価します。

「消費者の自立支援」というのは、これがうまくいっているから自立支援というのをやらなくてもいいということには当然ならないわけで、自立支援というのは、もう少しまた別な切り口がある、極めて今日的な切り口、斬新な切り口があるというふうに考えています。

あるいは外国では相当本質の、掃除の話もそうですけれども、自分たちがまちをきれいにしようとか、そういう目的意識を持ってやりますね。やることをまた誇りにしていますね。そういうふうなまちであり商店街であるようにしていかないと、商店街の活性化なんかもなかなかできないですね。

やはり自分たちの地域を守りたいということで商店街も学校も一緒になってやっていく。その中でそれぞれ商店街は活性化しなくてはいけないし、活性化するためには、お客様として高齢者にも来ていただかなければいけない。高齢者が来るようなものをそろえた店は、スーパーとはまた一味違ったものであったほうがいい。あるいは、今、我々も議論しているのですが、スーパーのように広いところで年配の方が買うのは大変だから、必要なものがそろったようなコーナーがあったほうが本当はいいわけですね。それは商店街にあっていいのではないかとということで、スーパーに協力してもらってそういうものをやる。あるいはスーパーの品物を届けるということ自体も商店街が取り次いでもいいじゃないかというようなこと等、いろんな消費者、住民を通じての活動というのがあります。それは、従来のこの枠組みの上に乗っかる上部構造だと思っただけです。これが基盤の構造である、一次構造であれば二次構造、三次構造というレベルだと思っています。「消費者の自立支援」というのはそういう上部構造の議論ではないかと私は考えていたのですが。

【説明者】

消費者行政担当副参事です。

今、委員が言われたとおりです。実は消費者基本法は平成16年に改正されまして、それまでは消費者保護基本法でした。消費者被害から自らを守るという視点に特化した事業を展開するというのが法律の趣旨で、その部分が変わってきています。現在消費者行政にも光が当たってきてまして、いろいろ地域との協働の中で展開するという方式を十分取り込みながら、地域の中でやっていこうと、こういうふうにシフトしてきています。今後、20年度以降の「新宿区総合計画」では、委員の言った趣旨を踏まえて、地域コミュニティにベクトルを持っていきながら、消費者のあり方や自立支援を整理していく、切り口としてそういう切り方をしていくということが必要になってくると受けとめていますので、十分検討させていただきます。

【委員】

去年までは、観光と商店街は一緒の課にありましたが、今度の組織改正で、観光だけが別の課に分かれていますね。やっぱり商店街にとっても観光というのは非常に大切なものなのです

が、観光と商店街との関係はどうなっていますか。

【説明者】

産業振興課長です。

昨年度までは商工観光課だったので一緒にやっていたのですが、今年度から文化観光国際課で、文化観光の視点を強くするというのを打ち出しました。ですが、なかなか観光の部分をどちらにつけるかというのは難しく、こちらにつけても文化との連携が薄くなってしまいますし、文化につければ、商店街との連携とかがちょっと手薄になってしまうということがあります。私どもとしては、観光は、今までは当課で行っていたものですから、実際にいろんなやりとりの中で連携をしていきます。また、商店街の活性化、特にモデルケースとしては神楽坂に非常にお客さんがいっぱい来て、まち歩きをやって来ています。それらと一体になった商店街振興をやっていますので、それを見本にして観光施策との連携を図っていきたいと思います。

商店街の活性化でも、本当に地域の商店街はやはり地域資源というか、その文化ですとか歴史ですとか、そういうものをうまく生み出していくように、それは私どもとしてもステップアップフォーラムとか、そういうところでどんどんやっていきたいと思います。

商店会サポーターもできるだけ観光との連携を提言しながらやっていきたいと思っています。

これは去年議論したのですが、確かに観光は当課のほうに置いておいたほうがいいのか、文化のほうに置いたほうがいいのか、どちらに置いても必ずそういう議論がされてしまいますので、今回は文化と結びつけてありますが、そこは十分連携をとっていきたいと思います。

【部会長】

組織編成の問題というのは、果たしてこれでいいのかということは、外部評価の対象には構造的にならないのかなと思います。

ほかにありますか。

【委員】

資料「新宿区の消費者行政」の7「就労支援の推進」の中にある「新宿仕事センター」というのはどういうものですか。

【説明者】

消費者行政担当副参事です。

新宿仕事センターは、基本的に今、障害者だとか若者、ニートと呼ばれる方々の就労への道筋までのところを支援してコーディネートしていくという機能をもっています。

情報提供はもちろん一般の方にもしますけれど、基本的には支援の必要な方が対象です。

【部会長】

よろしいでしょうか。

長くおつき合いいただきました。どうもありがとうございました。

これで今日の部会で予定されたことはすべて終わりました。

大変ご苦労さまでした。まとめるのが楽しみです。

< 閉会 >